

研究タイトル:

国際関係に適用される法の研究 知財教育に関する研究

氏名: 谷口 牧子 / TANIGUCHI Makiko E-mail: techno_c@asahikawa-nct.ac.jp

職名: 教授 学位: 博士(法学)

所属学会・協会: 国際私法学会, 国際法学会, 日本知財学会・知財教育分科会副代表, 法と教育学会

キーワード: 国際関係法, 国際取引, 国際結婚・国籍, 知的財産権, 知財教育, ハラスメント

 技術相談
 提供可能技術: 「国際理解」「知財教育」「基礎的な法教育」「国際関係法全般」「知的財産権」「各種ハラスメントの防止」等に関する研修や講演会の講師


研究内容: 国際関係に適用される法の研究、知財教育に関する研究

国際関係に適用される法の研究

日常生活全般から国際取引や知的財産権を含む技術移転に至るまでの国際関係に適用される「法」に関する研究をしています。

国際関係法とは?

外国企業との商取引や国際的な知的財産権(特許・商標等)、国際的な婚姻・養子縁組・相続などから生じる問題を解決するためには、国内だけの問題とは異なる別のルールを用いる必要があります。

①科学技術立国だからこそ、国際的なルールが必要です

個人はもとより日本企業にとって重要な権利である知的財産権(特許・商標・意匠・著作権など)は、もともと、国際条約に基づいて、国内法が制定されています。企業の持つ知的財産権を有効に活用するためには、知的財産権に関する国際的なルールを知っておく必要があります。

②生活の中で外国法が適用される例として

- ・日本国内で国際的な婚姻をする場合 ・海外旅行中の交通事故
- ・日本に居住する日本人が、外国にある不動産を相続する場合
- ・外国人との金銭の貸し借り ・両親が日本人でも外国で出生した子どもの国籍

③参考として

外国にある日本企業の支店や営業所で、パワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメントの当事者になった場合にも、外国法が適用されることがあります。

知財教育に関する研究

国の政策により、小・中学校、高校、高専、大学で、知財教育(特許や著作権に関する教育)が行われるようになりましたが、特許出願等の際に、未成年者のプライバシーを十分に守るシステムが、現在、日本にはありません。この点につき、中国や韓国の例も参考に研究しています。

提供可能な設備・機器:

名称・型番(メーカー)	